第2回 エイズ予防指針見直し検討会 議事録

	発言者	発言要旨
	事務局(補	○開会
	佐)	○出欠確認
	座長	○本日の予定
	事務局(補	○資料説明(前回の議論について)
	佐)	
	座長	○説明のあった中で、資料5-1、四段表の対応策の☆が、前回の議論を事
	i	務局でまとめてもらったもの。
		○前回の議論で時間切れになってしまった部分もあるので、補足などがあれ
		ばご意見をいただきたい。
	池上委員	○青少年について、前回の議論では、「学校教育」がメインだったが、例えば
		高校を卒業した専門学校生などには、そうした教育の場がない。
		○こうした青少年のためにも、気軽に相談できる場や、エイズに関する情報
		を入手できる場が必要。
		○学校教育でカバーできないこうした対象について、事前に調査・分析した
		上で、地域でどのような場を確保するのか、といったことについてモデル
		的にでも実施して、事業化を検討することが必要。対象集団を特定する必
		要がある。
	座長	○前回の議論では、学校教育の中で情報を入手する場として、保健室という
		のが上げられていたが、学校教育でカバーできない青少年に対しては、そ
		れに代わるものも必要、ということ。
	藤井委員	○予防教育については、学校で、知識の押しつけだけではない教育を実施し
		ていくことが必要。
		○また学校教育でカバーできない青少年に対しても、教育の場を確保する必
		要がある。卒業前後で、予防教育の内容が、全く変わるわけではない。
		│ ○PTA連合会で実施した学生1万人アンケートの結果が新聞報道されてい
		○PIA連合会で実施した子生エガステンケートの船来が新聞報道されている るが、データのみが先行してしまって誤解を招いているところがあるので
		補足したい。
		○このアンケートは、子供たちの性関係の若年化ということにスポットをあ
		- COグラファートは、「
		○今回のアンケートで今後に向けて見えてきた指標としては、子供たちの今
		の環境は、人と人とのつながりが希薄化していることが起因している。
		○親や地域との関係を改めて見直すことが必要ではないか。子供達のそうし
		た環境の改善についても指針に盛り込んでいくべき。
		○予防教育は、子供たちの成長段階に合わせたものでなければならない。
		○今は、インターネットや漫画などで行き過ぎた性情報が氾濫してしまって

		いる。性関係を急がされているという風潮がある。これらを規制するとい
		うことではないが、何か対策を考えていく必要がある。
	木原正委	
	員	動により、多くの場合、予防することが可能である。」とあるが、これにつ
		いては見直す必要があると考えている。
		○単に、個人の行動だけではなく、それを取り巻く社会的な要因も含めて整
		備していく必要がある。前文にはそうした視点を是非加えていきたい。
	木原雅委	
	員	│ │ ル事業の中で、リスクを身近に感じられる効果をねらい"地域に即したパー
		ンフレットやポスター"を作成したところ、若年層の検査・相談件数が増
		加した、という検証ができている。
		○在学中の青少年だけでなく、卒業後あるいは学校中退の若者にも地域版パ
		ンフ・ポスターを若者が集まる場所(コンビニ・カラオケ等)を通して提
		供するという方法もある。その際には、より詳細な情報あるいは検査・相
		談の際のアクセス先の呈示が必須となる。
	市川委員	○青少年について考えていく場合、あわせて、男性同性間の感染が増加して
		いるということも踏まえる必要がある。
		○学校や保健医療機関などでは、そうした男性同性間の感染に関する相談体
		制が充分にとられていない。
		○また、「規制」については、逆に当事者の行き場がなくなってしまうという
		懸念も検討する必要がある。
	藤井委員	○「規制」という意味は、実際問題として、行き過ぎた情報が青少年に性関┃
		係を急がせる風潮があり、一方、子供たちでそうした情報をシャットアウ
		トできないという現状であれば、そうした環境を改善する必要があるので
		はないか、という趣旨。
		○一言で青少年といっても、それぞれ状況が異なる。例えば、コンドームに
		ついても、子供たちの状況によって興味を持ったり持たなかったりする。
	*=====	個別に対応していくことが必要。
	前田委員	○子供たちによって、レベルや環境が違うので、多角的なアプローチが必要。
		○東京都でも、夜 10:00 過ぎに電話がかかってきて、妊娠や感染症の相談が
		あったりする。昼じゃなくて夜相談したい、といっている。
·		○いろんな場面でアプローチできるように体制を確保してあげる必要があ
	of E	る。
	座長	○どこにいけばちゃんとした情報を得られるのか、といった情報から必要。
	池上委員	○ポスターやパンフレットなどはアプローチのための一つの有効な方法。 ○また、陽性の人を普及啓発のプログラムに加えていくことも必要。
		○また、陽性の人を普及各年のプログラムに加えていてことも必要。 ○WEBで実施したゲイコミュニティ向けの調査結果もあるが、いくら知識
		○WEBで美胞したケイコミューティ向りの調査相来もあるが、いてら知識 があっても「身近感」がないとなかなか行動変容にはつながらない。この
		「身近感」という点では当事者のメッセージへの接触等が有効と思われる。
Il		「カル浴」という点にはコ事有のクッピーン、ツ体賦寺が有別と忘りれる。

○アプローチのツールとして、インターネットは活用していくべき。神戸市 白井委員 の夜間検査アンケートでも、半数以上がインターネットでアクセスして検 査のことを知ったと回答している。 ○また、ピアエデュケーションやピアカウンセリングについても、例えば学 校の中で実施しようとすると、教育委員会等の反対もあって、難しい面が あったりするが、そうした場合には、学校外で地域保健として取り組める のではないか。 座長 ○学校の中でもやってもらう必要はある。 ○学校の中での性教育をできるレベルで行い、それ以上のレベルのものにつ 藤井委員 いては学校の外で、というようにきめ細かい層別の対応が必要。指針の中 でそうしたニュアンスを盛り込めればいい。 木 原 雅 委 │○学外の情報提供の例だが、数年前から、メール相談を導入した保健所があ るが、それによって相談件数が増加して、検査に結びついているという例 員 がある。また、今年度、試験的にインターネットのSTD予防情報サイト を開設し、青少年に配布したパンフにそのアクセス先を呈示したところ、 数ヶ月でかなりのヒット数を得ている。そうした若者に使いやすいツール の検討が必要。 ○予防教育の基本は、学校での性教育だろう。ただ、今の性教育が果たして 雪下委員 その任務を果たせているのか疑問。 ○大学生を対象に、性に関する知識をどこで学んだかアンケートしてみると、 「学校」というのは 12~14%、「家」というのは数%。学校での性教育の 効果がでていない。 ○最低限の統一的な知識の付与は、学校での性教育が基本。 ○以前、日本医師会に委託されてエイズ教育を1年間のモデル事業で実施し たことがあったが、モデル事業止まりで次年度は予算がつかずにおわって しまった。 ○学校では、文部科学省から言われて、47 都道府県の学校医の中に産婦人科 医を入れるようにしている。 ○昨年か一昨年に、医師会も関わって学校保健会で性の副読本を作ったが、 内容に問題があるということで校長預かりということになって、結局生徒 に配布されなかった。文部科学省、教育委員会、東京都、神奈川県など、 どうもやっていることがチグハグで、それが今の性教育の現状といえる。 ○メディアについても、いろいろ情報はあっても規制がないので、間違った 性知識が提供されている。 ○指針には、予防教育にしっかり取り組むということを明記したい。 座長 ○前回も、学校教育がやりにくい、文部科学省との連携が必要、という議論 があった。 ○高校での性教育は、個々の問題の事例はあるが、産婦人科、泌尿器科医と 藤井委員

も協力してもらい、全体としては努力している。

1	·[○歴報本では 医学的も mi が よいしゅいしょ ノーフリン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		○性教育では、医学的な知識だけではなく、子供たちの心のケアも含めたモデルを作っていくてした。
	上压一车	デルを作っていくことを、文部科学省にも働きかけたい。
	木原正委	1 The state of the
	員	供に共通に教えていくということではダメ。学校には学校の役割があり、
		社会の中で分業していくという理解でいいか。
	雪下委員	○最低限の知識、基本的な知識については、学校で教育する。それ以外は個
		別に対応する、ということが必要。
		○いろいろな情報が氾濫していると、子供たちは、何が正しくて何が正しく
		ないのか、混乱してしまう。基本となる骨の部分はしっかり学校の性教育
		で抑える。
	座長	○青少年、男性同性間の感染対策についてはここまでとする。
	座長	○次に、一般国民向け普及啓発について。
		○事務局より資料説明を。
	事務局(補	○資料説明
	佐)	
	座長	○市川委員の研究報告からの抜粋、資料②−1について、市川委員から補足
		はあるか。
	士川禾島	
	市川委員	○厚生労働省、エイズ予防財団、政府広報などでいろいろな普及啓発を行っているが、生性しただいで表演した。
		ているが、実施しただけで評価しないということではダメなので、このよ
		うな評価を実施した。
		○サッカー日本代表のゴールキーパー、楢崎選手を使ったテレビCMは、比
		較的認知率が高かった。東京都のポスター(魔裟斗)も認知率が高かった。
		○広報は、より多くの人に知ってもらう必要がある。とにかくたくさんいろ
		んなところに出すということよりも、例えば認知率の高いテレビに集中し
		て実施する、といったことも必要。
	·	○また、地域的にみると、認知率が高い方がエイズに関する知識も関心も高
		い、という面も見られた。効果的に広報を実施することで、知識の普及に
		もつながっていくのではないか。
		○従来型の広報のやり方というのは、その効果は疑問。
	員	○以前、在日ブラジル人を対象に、テレビや新聞などで普及啓発をやった。
		対象が 23 万人だったが、これを 1 億 2,000 万人に換算すると 40 億円くら
		いかけて実施したが、行動変容には繋がらなかった。
		○PTA連合会のアンケートでは、若い人は、日本でエイズが増えていると
		いうことについては7~8割は知っている。ただ、自分の住んでいる地域
		ではどうか、となると2割しかしらない。自分の身の回りで、というのが
		理解できていない。
		○全国一律の広報というのはその効果は疑問。もっと絞って実施する必要が
		ある。
	1	

池上委員	○現在実施している一般国民向けの広報は、対象が絞り切れていない。
	○例えば、今年のUNAIDSは女性に焦点をあてている。
	○日本でも、例えば、男性、女性、30代の男性、など、対象を絞って、踏み
	込んだメッセージで全国展開していくことも必要。そうすることで、受け
	ては「自分に対するメッセージ」ということを感じてもらえるのではない
	か。
山本委員	○市川委員の研究では、行動変容段階まで聞いているのか。
市川委員	○行動変容までは聞いていない。
木原雅委	○対象を絞る、というのは賛成。
員	○注意する必要があるのは、「全国」といった場合、どうしても東京中心にな
	ってしまうということ。地方のことも考える必要がある。
	○「東京は危ないけど地方は危なくない」という誤解を生みかねない。
藤井委員	○たしかに、性行動は都会が活発で地方はそうではない、といったイメージ
	があるが、人工妊娠中絶の率を見ても、地方の方が高かったりする。
	○それぞれの地域ごとに、ある年齢層に対しては新聞がいいとか、タウン誌
	がいいとか、インターネットがいいとか、そうやってどの層をターゲット
	にするかによってマルチに発信していくことが必要。
市川委員	○知識だけでは行動変容は起きない、ということは既に実証されている。
	○広報をやるのであれば、どこに集中してやるのか、使う媒体を考えること
	が必要。
	○知識ではなく、意識を刺激するようなメッセージをどのように出していけ
	ばいいのか、というところが重要で、当事者からの意見も必要。
座長	○単なるバラマキ的な広報はあまり効果が上がらない。もっとターゲットを
	絞って実施すべき、という意見が出ている。
前田委員	○マス向けの広報が、メッセージ性もないまま単にバラマキ的に実施すると
	いうことが問題。
	○ただ、全国共通のテーマで広報をやるというのは必要。エイズが一部の人
	の問題でなく全国民共通の問題であるという意識はベースに必要。
	○マス向けの広報があって、プラスで個別の広報が必要。マスを切り捨てて
	しまうのはダメ。
木原正委	○マス(日本全体)と個別(地域)とどちらかにウエイトをかけていく、と
員	いうことであればやはり個別の方だろう。マスだけでは効果が期待できな
	<i>γ</i> 3.
市川委員	○国民の知識の底上げ、偏見や差別の解消、などはマス向けの広報、個々の
	行動変容を促すようなものは個別の広報、という使い分けではないか。
白井委員	○地方では、地域の情報を地域に還元したい、という思いがあるが、性感染
	症では定点の問題もあり、確かに全国レベルではエイズが増加している、
	といっても、それぞれの地域では報告数が0だったりすると、なかなか自

,	F	·
		分たちの問題として理解されない。
	木原正委	○中絶やSTDが増えているというデータは、地域レベルでも自分たちの問
	員	題として自覚させるには充分なデータではある。
	雪下委員	○広報で、エイズが増えています、コンドームを使いましょう、だけでは弱
		٧٤.
		○ただエイズだけではなく、クラミジアの問題、不妊の問題などとセットで
		インパクトのある取り上げ方が必要。
	座長	○性感染症と共同戦線で実施する必要がある、ということだろう。
		○木原雅子委員からPTA向けの普及啓発に関する資料を提出してもらって
		いるので、資料の説明を。
	木原雅委	○資料説明(以下、資料概要)
	員	
		〔エイズ対策における青少年対策に関する提案〕
		○エイズ予防教育の特徴
		・事前の調査と事後の評価を行うもの(科学的な証拠に基づく教育)
		・発達段階・行動段階に即した適切な啓発普及を行うもの
		・自分にもリスクがあることを知ってもらうため、地域性を考慮したメッ
		セージ、セクシャルネットワークの考え方、身近な情報(一般の性感染
		症・中絶など)を加えたもの
		○エイズ予防教育における連携体制
		・学校における集団教育は、保健所等からの情報提供を受けた学校の教師 が実施
		・保健室においては一部ハイリスク層の子供に対する個別指導/情報提供
		・ハイリスク層の子どもに対する学外(保健所・医療機関・主任児童員等)
		の相談窓口の紹介及び連携
		○今後の取り組みの方向性
		・保健所の役割は、「学校教育の側面支援」「ハイリスク層の受け皿(相談
		窓口)」「地域(保護者含む)への予防啓発」「検査体制(STDを含めた)
		の整備拡張」
		・学校の役割は、「基本的予防教育の実施」「学校内の環境作り」「保護者(P
		TA)との連携」「地域(保健行政、医療機関等)との連携」
		・上記二者の役割分担を明確にし、教育委員会(文部科学省)、PTAも含
		めて連携していくことが必要
		The second of th
		〔青少年対策におけるPTAの関わりについて〕
		○家庭内における取組
		・家庭内の日常会話及び通常の関わりの充実
		・自分にもリスクがあることを伝える (パンフの手渡しなど)

		J
		・学校における予防教育の支援→学校関係者との連携 (四葉 ***) の まま (四葉 **) の まま (四葉 ***)
		・他の保護者との連携(保護者会に来ない親への情報伝達)
		・保護者向け勉強会の開催(親子パンフを使用)
		・学外の相談窓口の設置→医療機関等との連携
	1.1.5.0	・性情報の氾濫への対処
	山本委員	○木原雅子委員の話は極めてもっともの話。今はこうした当たり前のことが
		できていない、ということだろう。
	藤井委員	○今の子供たちは、性に対して無防備であったり、知識があっても行動しな
		い、といった風潮がある。
		○また、変な仲間意識というのもあって、一緒にいるけれどもお互いにそん
		なに信用していなかったりする。
		○子供たちを取り巻く環境の改善が重要。
	雪下委員	○学校内でのPTAを含めた会の開催というのは決められている。
		○学校保健委員会は、昭和47年に文部科学省が決めたもので、学校長、養護
		教員、栄養士、担任、医師会、歯科医師会、薬剤師会、PTA、生徒、保
		健所、民生委員などで構成されているもの。年に数回開催することとされ
		ている。
		○これがちゃんと機能していれば、家庭・地域に情報が還元できる。文部科
	,	学省の調査では85%が実施しているとしているが、実際に、家庭・地域ま
	J	で還元できているのは 30%くらい。
		○さらに、学校保健委員会は、全国、ブロック、県、市レベルまであるが、
		各学校にはない。
		○また、学校保健法では、保健室で月1回、健康相談を実施することと決め
		られているが、ほとんど実施されていないのではないか。
		○他にも講話が年1回など実施している。
		○これら3つを使って進めていけばいいのではないか。
	木原正委	○今の社会は、子供に限らず、家庭、地域、学校など、人と人との結びつき
	員	が失われている。(Lack of connectiveness)
		○この失われてしまったものを戦略的に取り戻していくことが必要。
	座長	○その他の個別施策層向けの普及啓発の議論にうつる。
		○事務局から資料説明を。資料②-5(外国人提言)の要点説明もあわせて。
	事務局(補	○資料説明
	佐)	en e
	池上委員	〇CSW(コマーシャルセックスワーカー)対策として、従事者向けのもの
		はあるが、客向け、経営者向けの対策がほとんどない。
		○従事者の保健行動は、客や経営者の意向によるところが大きいので、客や
		経営者向けの取組を行っていかないと効果はあがらない。
		○風俗について、店舗型は把握しやすいが、非店舗型は把握が難しい。当事
ıl	·l	

		者に参加してもらってまず現状を把握する必要がある。
		○客としては中高年層が大きい割合であり、ここにターゲットを絞る必要が
		ある。
	前田委員	○CSW向け施策として、資料AI自治体というのが東京都だが、東京都で
		もイリーガルへの対応という課題があるため、この程度しか実施できない。
		○CSWや外国人対策を考えるとき、イリーガルな部分をどうするか、とい
		うのが問題。例えば、不法入国の問題をどうするか。コンドームを使う店
		は売春防止法に違反した営業をしていることになるがどうするか。今は、
		こうしたイリーガルな部分には触れない程度に、慎重に慎重を重ねてやっ
		ているというのが実態。
	座長	○今の問題について、指針としてどこまで書くか、というところはある。
	木原雅委	○最近、デリヘルが急増しているが、中高生からの相談もある。単に"割り
	員	のいいアルバイト"という認識で足を踏み入れてしまったらレイプされた、
		というような話も聞く。中高生たちは自分たちのことをCSWと認識して
		いない。どのように情報を入れていくのかが問題。
	木原正委	○風俗について、店舗型は 1,000 程度でほぼ横ばいで推移しているが、1999
	員	年に風俗営業法が改正され、非店舗型が急速に増加した。2002 年には 12,
		000 程度がデリヘル。
		○このように、CSWは様子が変わってきている。CSWと普通の人との境
		目があまりなくなってきている。
	座長	○こうした新しいトレンドに対応した施策、というのが必要。
	雪下委員	○中高年のおじさん対策であるとともに、子供たちのことも心配。非店舗型
		について取り締まる必要もあるのではないか。
	池上委員	○予防対策に国境なし、という姿勢が必要。職業や国籍に関係なく、提供す
		るものは提供する。
	:	○下手に規制してしまうと、地下にもぐっていってしまって、ますますアプ
		ローチできなくなる、という悪循環になる。
		○予防・ケアを優先する、ということを指針で明確にする必要がある。
	前田委員	○違法を無視していい、ということではないが、じゃあ違法を取り締まるこ
		とでHIV感染が解決するか、といえばそう単純でもない。
		○エイズ対策については、違法の取り締まりという問題とは一旦切り離して
		実施する必要がある。第一線で対策をしている者は危険な立場にあり、制
		度的なバックアップが必要。
	市川委員	○本人たちにとって必要な健康のための工夫をする必要がある。
<u> </u>	•	○CSWや外国人といったことをあまり前面に押し出し過ぎない方がいい。
	座長	○本日のもう1つのテーマ、検査・相談に入る。
		○事務局から資料説明を。 ○
	事務局(補	│ ○資料説明。

	佐)	○補足として、資料は提出していないが、迅速・夜間・休日検査を導入した
		ことによって件数がどう変化したか、という数字だが、迅速では 200%や 5
		00%といった増加率、夜間・休日では20%程度の増加率となっている。
		│○また、昨年一年間の新規HIV感染者報告は 748 件だが、うち自治体が実 │
		施する検査で判明したものが4割程度、それ以外は医療機関で判明したも
		の、という推計がある。
	座長	○今自治体では、迅速検査や夜間・休日検査を導入して、検査数も増加して
		いる。
		○HIV感染の場合は、感染に気づかないまま、ということが考えられるの
	<u> </u>	で、検査の普及が急務となっている。
	池上委員	○迅速、夜間、休日など、いろいろな検査を導入して、受検者が選べるとい
		うのは大切。
		○ただ、検査の目的は、陽性の人を速やかに医療につなげるということ。し
	į	たがって、そうした検査の運用面の整備が重要。
		○検査をして、陽性の人、判定保留の人がそのまま放り出されて医療に繋が
		らない、というケースが散見されている。特に、一般医療機関で、検査後
		うまく繋げられていない。この連携が必要。
		○運用面の整備では、人員配置、職員のトレーニングが必要。サービスの均
		一化と向上が必要。
	座長	○研究報告で、保健所で陽性となった人が病院に結びついたかについて、関
		東や近畿でデータをとったが、20%弱(17~18%)が病院に結びついたか
		どうか分からない、という数字がある。
	市川委員	○迅速検査の導入で確かに件数が増加しているが、件数を増加させることが
		目的ではない。本当に検査が必要な人が検査を受けられたかどうかが問題。
		○迅速検査を導入した結果、検査受付が混んでしまって、1時間で受付を打
	`	ちきるというような例も出ている。
		│○いわゆる「いきなりエイズ」の人の中には、自分が感染していることを知│
		│ りながら医療に結びつけなかったケースもある。検査実施者の研修を検証 │ │
. -		して、検査のカウンセリングを強化する必要がある。
	山本委員	○陽性の場合、確実に医療に繋げることは大切だが、あわせて、陰性の人に
		対するカウンセリングも重要。
		○検査は、身に覚えがある人が集まることもあるわけだから、今後の行動変
		容につながるようなメッセージを発することが必要。
	白井委員	○自治体では、迅速、夜間、休日など取り組もうとしてはいるが、自治体の
		組織再編などで、保健所レベルでは充分に対応しきれない面もある。
		○役所には、検査希望者が来所しにくいが、職員が役所の外に出て、保健所
		以外の検査室などで検査を実施する方が、利便性が高いということもある。
	座長	○全ての保健所で同じように検査するだけではなく、検査のセンター化など
		も効率的であるということ。
		0 / 4 4

	木原正委	○アメリカでは、国民の 40%が検査を受けていて、自分がH I Vに感染して
	員	いることを知っているという割合は75%。日本でもより一層検査体制を広
		げていく必要がある。
		○昨年の厚生労働省の通知で、HIV感染の疑いがある場合には検査を保険
		適用できることとされたが、現場の医療機関ではそのことを知らなかった
		り、また査定で切られてしまったりしている。HIV検査の保険適用をス
		ムーズにする必要がある。
		○保健所以外の検査については、クオリティを保って実施することが必要。
		泌尿器科の中には、毎日検査を実施ということは難しいが、月のうち何日
 		か実施するということであれば可能という話も聞いている。
	山本委員	○日本の場合、自分がHIVに感染していることを知っているという割合は┃
		20%程度。
	市川委員	○保健所以外の検査の拡大については賛成。
		○大阪では、土曜日に常設検査を実施している。実施主体は大阪のチャーム
		というNPOだが、スタッフの確保が難しいという話を聞いている。
	·	○検査の実施について、NPOに全面委託というのは問題。検査は公的セク
 		ションが担うべきで、NPOなどと共同で運営する、などが必要。
	座長	○人材の育成、継続的な検査の実施、といったためには、行政の関与が必要
		ということ。
	事務局(課	○多様な検査機会を確保する必要がある、ということは委員共通の意見とし
	長)	て理解した。
		│○あわせて、今の保健所をどう活用していくか、についてもご議論いただき│
		たい。
	座長	○今の保健所を活性化して対応するのか、センター化する必要があるのか、
		などについては、それぞれの地域によって異なるところがある。
	1	○ただ、ベースとしてミニマムサービスを確保するのは保健所だろう。
	市川委員	○保健所の検査は必要ないというわけではないが、午前中に検査をやってい
		る保健所などもある。アンケートでは、平日なら夜間、土・日も午後、と
		いうニーズが多い。保健所でもそうしたニーズを把握していても、なかな
		か変わってくれない。
		○便利なところにある保健所などは、午後や夜間に検査をするなど、地域ご
		とに取り組んでいく必要がある。
	前田委員	○南新宿では、7割が都民で3割が他県からの流入。都内の某区では、区民
		が2割、その他都民が4割で、他県からの流入が4割。都市部のセンター
		へ集中化すれば、どうしてもこういう流入現象が生じる。
		〇都内23区では、南新宿検査・相談室で夜間・休日検査をする一方で、月曜
		日から金曜日まで、必ずどこかの区の保健所で検査を受けられるように棲
		み分けている。ただ一律に実施するだけではなく、センターと地域の保健 エレバニンストくは対すし、Park Nice ************************************
ll		

	○保健所の検査をやめてしまうと、職員のアクティビティ、モチベーション
	が落ちてしまう危険もある。保健所は、教育、普及、検査などを総合的に
	実施することが特色であり、全く検査機能をなくしてしまうのは危険。
座長	○保健所の検査を基本としながら、地域の特性に応じて対応していくことが
	必要。
白井委員	○先ほどの保健所で午前中に検査を実施しているという件だが、検査技師も
	いない保健所もあるので、検体を検査センターに運搬する必要が生じる。
	そのため午後の検査だと厳しい、という面もある。(迅速検査と従来の検査
	の体制では条件が異なるが。)
	○保健所では、職員一人が複数の事業を持っているので、HIVやSTDの
	専任がいない。都道府県感染症予防計画の中にSTD/HIVを含めてい
	る自治体もあるが、4割程度ではないか。自分の地域で患者・感染者がい
	ないという状況では、STD/HIV対策を優先するには、なかなか自治
	体内部の意識が変わっていかない。
座長	○自治体にがんばってもらえる指針にしていきたい。
雪下委員	○保健所でなかなか検査を受けてもらえない、ということのネックはどのあ
	たりにあるのか。
市川委員	○まず、検査を実施している時間の問題。働いていたり学校に行っていたり
	すると、休まないと検査を受けられない。
	○それから、保健所で検査を実施しているのは知っているが、保健所がどこ
	にあるか分からないというケースもある。
	○また、検査にいってどんなことをされるのか分からない、といった不安も
	ある。
	○保健所の検査以外の医療機関の検査でH I V感染が判明している例につい
	ては、そのうち検査目的で検査を受けたというのは10~20%程度。残りは
	術前検査など。こうした術前検査で判明したケースがちゃんと拠点病院に
	つながっているのかも問題。
座長	○そうしたデータは見たことがない。
島宮委員	○青少年の問題について、高校では「保健」の時間があるが、中学校では体
	育の時間の中のどこかで「保健」の時間を確保するということになってい
	る。中学校でどれだけ保健の時間が確保できているか。
	○中学で性の関心が高まっているのは事実。中学校、もしくは小学校高学年
	からの教育が重要。
座長	○本日の議論はここまで。補足等については、次回の検討会の冒頭で再度議
	論したい。